

原議保存期間	20年(令和27年3月31日まで)
有効期間	一種

各地方機関の長
各都道府県警察の長
(参考送付先)
庁内各局部課長
各附属機関の長

警察庁丙運発第11号
令和6年6月26日
警察庁交通局長

道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令について(通達)

道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令(令和6年内閣府令第59号。以下「改正府令」という。)が令和6年6月19日に公布され、令和6年6月29日から施行されることとなった。

今回の改正の趣旨及び内容は、下記のとおりであるので、改正府令が円滑かつ適切に施行されるよう、事務処理上遺漏のないようにされたい。

記

1 趣旨

第二種免許を取得するために要する期間を短縮するため、「規制改革推進に関する中間答申」(令和5年12月26日規制改革推進会議決定)において、第二種免許について「教習を受ける者一人に対する1日における最大の教習時間を3時限から4時限に緩和し、最短5日と1時限で取得可能とする方向で検討する。具体的には、当該緩和による教習効果への影響について、令和5年度に調査研究を実施した上で、その実施結果を踏まえて所要の改正を行う(令和6年上期措置)。」こととされた。

警察庁において行った実験教習の結果、1日の教習時間の上限を3時限から4時限に見直しても教習効果に影響はないという結論が得られたことを受け、第二種免許の1日の技能教習時間の上限等について見直しを行うものである。

2 内容

大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許に係る技能教習を受ける者であって、当該教習に用いられる自動車を運転することができる第一種免許を現に受けているものに対する1日の技能教習時間の上限を1時限引き上げ、基本操作及び基本走行、応用走行のいずれについても連続して4時限の教習を行うことを可能とする(改正府令による改正後の道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)第33条第5項第1号ヨ)。

(改正前) 1日最大3時限

基本操作及び基本走行：3時限（3時限の連続不可）、応用走行：3時限

(改正後) 1日最大4時限

基本操作及び基本走行：4時限、応用走行：4時限

(参考資料)

改正府令の官報の写し